

令和 6 年

第 1 回市議会定例会 議案第 6 9 号

函館市火災予防条例の一部改正について

函館市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 2 日提出

函館市長 大 泉 潤

函館市火災予防条例の一部を改正する条例

函館市火災予防条例（昭和 4 8 年函館市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 2 条の 3 第 1 項第 2 号中「いう。以下この条」を「いう。次号および第 4 号ならびに第 4 2 条第 1 項」に、「除く。以下この条」を「除く。以下この項」に改める。

第 3 9 条第 1 項第 1 号中「主要構造部」の後ろに「（建築基準法第 2 条第 5 号に規定する主要構造部をいう。）」を加える。

第 4 2 条第 1 項各号列記以外の部分中「建築基準法施行令第 1 3 条第 1 号に規定する避難階」を「避難階および 1 1 階以上の階」に改め、同項第 1 号中「主要構造部」を「特定主要構造部（建築基準法第 2 条第 9 号の 2 イに規定する特定主要構造部をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

防火対象物における避難器具に関する基準について、1 1 階以上の階

に適用しないこととし，および消防法施行令の一部改正に伴う規定の整備等をするため